

平成 23 年度 新規事務事業評価シート 事業類型 I ソフト事業 2次評価対象

コード	名 称	区分 コード	名 称
事業名	2313 応急診療所管理運営事業	会計 01	一般会計
		款 04	衛生費
基本 施策	02 身近なところで高度な医療を提供する	項 01	保健衛生費
		目 01	保健衛生経務費
		細目 242	地域医療対策事業
		細々目 52	応急診療所管理運営事業
担当部署	コード 131000 担当者 田中 满 選択先 22 - 9705 名 称 健康福祉部 地域医療対策室 氏名 (内線) 2711		

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	市民	※対象件数
成果(どうする)		
休日・夜間において、症状に応じて応急的な診療が受けられる。		
根拠法令・要綱等	伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例	
開始年度	平成 18 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業概要	運営時間（月曜日～土曜日）午後8時～午後11時、（日曜日・祝日）午前9時～正午、午後2時～午後5時、午後8時～午後11時	

整備内容（「施設の建設」「整備事業」のみ記入）

1 建設用地		1 運営主体	民間委託等
2 建設面積		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値				目標値			
			H22	H23	H24	H25	H22	H23	H24	H25
	応急診療所開設時間	時間	1,521	1,524	1,527	1,521				
成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値			目標値			
	受診者数	応急的な診療であるので日常から「かかりつけ医」を持つことを促す	人	7,792	7,800	7,800	7,800			

【投入コスト】

投入コスト	H23 所要額				H24 所要額				H25 所要額				H26 所要額			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計 (A)	81,137		81,137		81,137		81,137									
A の 財 産 内 駄																
国庫支出金																
県支 出 金																
地 方 債																
そ の 他	63,948		63,948		63,948		63,948									
一 般 財 産	17,189		17,189		17,189		17,189									
事業投入人件費 (B)	1.0 人	7,200	1.0 人	7,200	1.0 人	7,200	1.0 人	7,200								
フルコスト(A)+(B)		88,337		88,337		88,337		88,337								

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】

この事務事業を新たに企画した背景は何か？
軽症者が2次救急担当病院へ多く受診していた状況から、1次救急、2次救急の棲み分けが重要となった。
この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
1次救急、2次救急の棲み分けは今後より重要なことになる。
この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
休止・廃止はない。

【事前評価】

必要性	該当項目に○をつけてください。	【特記事項】		
		【根拠】	【根拠】	
個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	<input type="radio"/>			
特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業				
市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業				
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業				
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業				
市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業				
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	<input type="radio"/>			
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス料金の徴収ができない事業				
有効性	【根拠】	【根拠】		
		実施しなかった場合、開業医の診療時間終了後、軽症者も2次救急担当病院で受診することになり、現在の医療体制を維持することが、困難となる。		
社会情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	【根拠】	軽症者は対象に開業医の診療時間外に診療するため、基本施策への貢献度も高い。		
		【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】		
事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】	軽症者は対象に開業医の診療時間外に診療するので、市民ニーズは高い。		
		応急診療所の目的上、対象は市民であり、対象・成果の設定は妥当である。		
事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	【具体的な内容】			
受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】			
本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】			
本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】			
本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	【事業名及び削減される一般財源額】			
コストに見合った効果が見込める。	【根拠】			
		応急診療所の目的上、対費用効果は求められない。		
将来的に民間等への移管が可能である。	【いつごろ】			
		民間等への移管は不可能である。		
担当課長氏名		事業実施に対する担当課長の意見		
田中 满		かかりつけ医を含む1次救急、2次救急の棲み分けは地域医療体制を確保する中で重要であり、応急診療所の担う役割は大きい。		